

○国立大学法人埼玉大学契約事務取扱細則

					〔平成16年4月1日〕 規則第139号
改正	平成18. 6. 22	18規則119	平成20. 4. 1	20規則30	
	平成25. 3. 27	24規則65	平成29. 2. 23	28規則27	
	平成30. 7. 27	30規則2	令和元. 7. 12	元規則17	
	令和2. 11. 9	2規則19	令和7. 3. 25	6規則61	

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 一般競争契約（第4条－第27条）
- 第3章 指名競争契約（第28条－第32条）
- 第4章 随意契約（第33条－第36条）
- 第5章 契約の締結（第37条－第41条の2）
- 第6章 監督及び検査（第42条－第51条）
- 第7章 代価の収納及び支払（第52条・第53条）
- 第8章 雑則（第54条－第58条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、本学が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いの細目を定め、契約事務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本学における契約事務の取扱いについては、国立大学法人埼玉大学会計規則（以下「会計規則」という。）その他別に定めがある場合を除き、この細則の定めるところによる。

（契約審査委員）

第3条 契約に関する重要な事項を審査するため、契約審査委員を置くものとする。
2 前項に規定する契約審査委員の職務その他必要な事項は別に定める。

第2章 一般競争契約

（一般競争に参加させることができない者）

第4条 会計規則第6条に規定する経理責任者及びその分任者（以下「経理責任者等」という。）は、一般競争に付するときは被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を参加さ

せることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第5条 経理責任者等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- (6) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 経理責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（一般競争参加者の資格）

第6条 一般競争に加わろうとする者の資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を本学における競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

- (1) 物品の製造・販売、役務の提供及び物品の買受けの競争参加に係るもの 「競争参加者の資格に関する公示」により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者
- (2) 建設工事の競争参加に係るもの 文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により競争参加者の資格を得た者
- (3) 設計・コンサルティング業務の競争参加に係るもの 文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により競争参加者の資格を得た者

2 経理責任者等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、インターネット財産売却システム（インターネットを利用して、一般競争により本学の所有に属する固定資産並びに国立大学法人

埼玉大学物品管理事務取扱細則別表第1に規定する少額備品、消耗品及び図書の売払いを行う制度をいう。以下同じ。)による入札を行う場合の競争参加に係るものについては、経理責任者等が別に定める。

(入札の公告)

第7条 経理責任者等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は入札者若しくは落札者が不在の場合においてさらに入札の公告を行う場合は、その期間を5日までに短縮することができる。

(一般競争入札について公告する事項)

第8条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 一般競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

2 前項第2号に規定する、一般競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を当該公告において明らかにしなければならない。

(入札保証金)

第9条 経理責任者等は、一般競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、インターネット財産売却システムによる入札においては、競争に加わろうとする者から、予定価格の100分の10以上の額として経理責任者等が定めた入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の入札保証金の納付は、小切手又は郵便為替証書その他随時に通貨と引き替えることができる証書(インターネット財産売却システムによる入札を行う場合は、競争に加わろうとする者が入札保証金を納付したことをインターネット財産売却システムを管理する事業者が保証したことを証する書面を含む。)の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項に規定するほか、国債その他財務部長が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。

4 前2項の規定は、インターネット財産売却システムによる入札を行う場合は、あらかじめ経理責任者等が認めた場合に限るものとする。

(入札保証金の免除)

第 10 条 経理責任者等は、前条の規定にかかわらず次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が、保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第 6 条第 1 項に規定する資格を有する者による一般競争において落札者が契約を結ばないこととなるおそれが無いと認められるとき。

(入札説明会)

第 11 条 経理責任者等は、入札公告及び入札説明書で示した契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認めるときは、入札説明会を開催するものとする。

(予定価格の作成)

第 12 条 経理責任者等は、一般競争入札に付そうとする場合においては、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を作成しなければならない。

- 2 前項の予定価格調書は、その内容が認知できないよう封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、インターネット財産売却システムによる入札を行う場合は、この限りでない。

(予定価格の決定方法)

第 13 条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の執行)

第 14 条 経理責任者等は、一般競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を、競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）から提出させなければならない。

- (1) 調達件名
- (2) 入札金額
- (3) 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者

の氏名) 及び押印

(4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

2 前項の規定にかかわらず、インターネット財産売却システムによる入札を行う場合は、入札書に代えて当該システムに競争参加者等の見積もる契約金額を登録させなければならない。

3 経理責任者等は、あらかじめ入札説明書において、競争参加者等に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争参加者等が押印しなければならないことを周知しておかなければならない。

4 経理責任者等は、代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者等から代理委任状を提出させなければならない。

（入札書の引換え等の禁止）

第 15 条 経理責任者等は、入札を執行するときは、競争参加者等をして、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをさせてはならない。

2 前項の取扱いについては、公告又は入札説明書においてあらかじめ競争参加者等へ周知しなければならない。

（入札場の入退場の制限）

第 16 条 経理責任者等は、競争参加者等、入札執行事務に関係ある職員及び第19条に規定する立会い職員以外の者を、入札場に入場させてはならない。

2 経理責任者等は、入札開始後においては、遅刻した競争参加者等を入札場に入場させてはならない。

3 経理責任者等は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、当該入札の終了までの間いったん入場した競争参加者等の退場を許してはならない。

（入札の延期又は廃止等）

第 17 条 経理責任者等は、競争参加者等が相連合し又は不穏の挙動をする等により、公正な入札を執行することができないと認めたときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはこれを廃止することができる。

（無効の入札書）

第 18 条 経理責任者等は、次の各号の一に該当する入札書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

(1) 入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2) 調達件名及び入札金額の記載のない入札書

- (3) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く）。
- (5) 調達件名の記載に重大な誤りがある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正し、その訂正について押印のない入札書
- (8) 公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出した入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書（インターネット財産売却システムによる入札を行う場合を除く。）
- (10) 公告又は公示及び指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- (11) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

2 経理責任者等は、前項の無効となる入札書については、公告又は入札説明書においてあらかじめ競争参加者等へ周知しておかなければならない。

（開札）

第19条 経理責任者等は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札しなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。ただし、インターネット財産売却システムによる入札を行う場合は、この限りでない。

（再度入札）

第20条 経理責任者等は、開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合においては、予定価格その他の条件を変更してはならない。

（落札者の決定）

第21条 経理責任者等は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あると

きは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 経理責任者等は、前項の同価格の入札をした者のうち、出席していない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、インターネット財産売却システムによる入札を行う場合であって、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、インターネット財産売却システムによる自動抽選で落札者を定めるものとする。

(最低価格の入札者を落札者とししないことができる契約)

第22条 会計規則第39条第2項に規定する支払の原因となる契約のうち別に定めるものは、工事又は製造請負契約及び役務提供契約（以下「請負等契約」という。）のうち、予定価格が1,000万円を超えるもので、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(2) 相手方となるべき者の申込価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続)

第23条 経理責任者等は、前条に規定する契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、別に定める基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

2 経理責任者等は、前項の調査の結果、履行されないおそれがあると認めたときは、その調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員に提出し意見を求めなければならない。

3 経理責任者等は、前項の契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と同一であった場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

4 経理責任者等は、契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と異なる場合においても、当該契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とするものとする。

(公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続)

第 2 4 条 経理責任者等は、第22条に規定する契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めたときは、その理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を学長に提出し、その者を落札者とししないことについて承認を求めなければならない。

2 経理責任者等は、前項の承認があったときは、次順位者を落札者とするものとする。

(落札者の決定通知)

第 2 5 条 経理責任者等は、前 2 条の規定により落札者を定めたときは、直ちに、次に掲げる通知をするものとする。

(1) 最低価格で申込みをした者を落札者とした場合は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める通知

ア 当該落札者 必要な事項の通知

イ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があった旨の通知

(2) 次順位者を落札者とした場合は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める通知

ア 当該落札者 必要な事項の通知

イ 最低価格で申込みをした者で落札者とならなかった者 落札者とならなかった理由その他必要な事項

ウ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があった旨の通知

(3) 前項の規定による通知をしたときは、併せて適宜の方法により落札の決定があった旨を公表するものとする。

(落札決定後の入札保証金の処理)

第 2 6 条 入札保証金は落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。

ただし、落札者の納付に係るものは契約書の取り交わし後に返還するものとする。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。

3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約書の取り交わしをしないときは本学に帰属させるものとし、経理責任者等は、その旨を公告又は入札説明書において、あらかじめ明らかにしておかななければならない。

(せり売り)

第 2 7 条 経理責任者等は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、一般競争契約に準じ、せり売りに付することができる。

第3章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第28条 会計規則第37条第4項の規定により指名競争に付することができる場合は、請負等契約にあって次に掲げる場合とする。

(1) 予定価格が2,000万円を超えない工事をさせるとき。

(2) 予定価格が1,000万円を超えない工事以外の請負等契約をするとき。

2 随意契約によることにできる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名の基準)

第29条 経理責任者等が工事、製造、物件の売買その他の契約について、指名競争に参加する者を指名しようとする場合の基準は、別に定めるところによる。

(競争参加者の指名)

第30条 経理責任者等は、指名競争に付するときは、第6条の資格を有する者のうちから、前条の基準により、競争に参加する者をなるべく10人以上指名しなければならない。

(指名の通知)

第31条 経理責任者等は、指名競争に付するときは、第8条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項をその指名する者に書面をもって通知(以下「指名通知」という。)しなければならない。

2 前項の指名通知から入札までの必要な期間は、別に定める。

(一般競争に関する規定の準用)

第32条 第6条、第8条第2項及び第9条から第26条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第33条 会計規則第37条第4項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 予定価格が1,000万円を超えない工事をさせるとき。

(2) 予定価格が500万円を超えない工事以外の契約をするとき。

(3) 国、地方公共団体その他の公益法人と契約をするとき。

(4) 外国で契約をするとき。

(5) 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき。

(6) 落札者が契約を結ばないとき。

(7) 農場、工場、試験所その他これに準ずるものの生産に係る物品を売り払うと

き。

(8) 別に定めるところにより、資産の譲与又は無償貸付をすることができる者にその資産を売り払い、又は有償で貸し付けるとき。

2 前項第5号の規定による随意契約においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第6号に規定する随意契約においては、その落札金額の制限内によるものとし、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第34条 前条第1項第5号及び第6号の規定により随意契約によろうとする場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(予定価格の作成等)

第35条 第12条及び第13条の規定は、随意契約の場合に準用する。

2 前項にかかわらず、次に掲げる場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

(1) 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約

(2) 予定価格が500万円を超えない随意契約で予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略しても支障がないと認めるもの。

(見積書の徴取)

第36条 経理責任者等は、随意契約によろうとするときには、なるべく複数の者から見積書を徴さなければならない。

2 前項の見積書の徴取は、予定価格が150万円以上の場合においてはなるべく2人以上の者から徴するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 国、政府関係機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び国際機関と契約するとき。

(2) 価格が統一され、又は固定されている場合であって、見積書を徴取する必要がないと認められるとき。

(3) 予定価格が100万円未満の随意契約であって、かつ、次のいずれかに該当するとき。

ア 店舗において物品を購入し、その購入と同時に当該物品の引渡しを受けるとき。

イ インターネットを利用し物品を購入する場合において、購入時の金額を注文履歴等により随時確認することができるとき。

(4) 予定価格が少額の随意契約で、本学における契約事務の実情を勘案し、経理責任者等が見積書の徴取を省略しても支障がないと認めるもの

第5章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第37条 会計規則第40条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、必要な事項を記載しなければならない。

(契約書の取り交わし時期)

第38条 契約書の取り交わしは、7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは合理的と認める期間）にするものとする。

(契約書の省略)

第39条 会計規則第40条ただし書の規定により契約書の作成を省略できる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第6条の資格を有する者による契約で、契約金額が500万円を超えない契約のとき。

(2) せり売りに付するとき。

(3) 物品等を売り払う場合において、買受人が代金を即納して当該物品等を引き取るとき。

(4) その他経理責任者が、契約書の作成をする必要がないと認めるとき。

2 前項の場合において、経理責任者等は契約の適正な履行を確保するため必要と判断する場合は、請書その他これに代わる書類を徴するものとする。

(契約保証金の納付)

第40条 経理責任者等は、本学と契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その者が契約締結と同時に売払代金の全額を即納する場合、有償貸付又は交換の契約をする場合その他経理責任者等がその必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、小切手又は郵便為替証書その他随時に通貨と引き替えることができる証書の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項に規定するほか、国債その他財務部長が確実と認める担保の提供をもってこれに代えることができる。

(契約保証金の処理)

第41条 契約保証金は、これを納付したものがその契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属させるものとする。

2 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

(複数年契約)

第41条の2 経理責任者等は、継続して行う財産の買入れ及びその他の契約について、経済性を総合的に考慮した上で安定的な履行の確保、コストなどを勘案し、複数年にわたる契約を締結することができる。

2 複数年契約における契約期間は、原則として5年以内とする。ただし、法令、商取引上の慣例等の特別な事情があるときは、この限りでない。

第6章 監督及び検査

(監督の方法)

第42条 会計規則第41条第1項に規定する監督は、経理責任者等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

2 前項により監督を命じられた補助者は、経理責任者等と緊密に連絡するとともに、経理責任者等の要求に基づき、又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(監督職員の一般的職務)

第43条 前条第1項に規定する監督を行う職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、請負等契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負等契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査の方法)

第44条 会計規則第41条第2項に規定する検査は、経理責任者等が、補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わせるものとする。ただし、請負等契約で特に必要がある場合はこの限りでない。

(検査職員の一般的職務)

第45条 前条に規定する検査を行う職員（以下「検査職員」という。）は、請負等契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の

関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、請負等契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

4 検査職員は、前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を第47条に規定する検査調書に記載して経理責任者等に提出するものとする。

(検査の時期)

第46条 検査は、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日とする。

(検査調書の作成)

第47条 検査職員は、検査を完了した場合においては、次条に規定する場合を除くほか検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。

(検査調書の省略)

第48条 前条第1項の検査調書の作成は、請負等契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって当該契約金額が500万円を超えない契約に係るものについては省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときはこの限りでない。

(監督及び検査の一部省略)

第49条 契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約については、監督又は検査の一部を省略することができる。

2 前項に定める契約で、物件の買入れに係る単価が50万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

(監督及び検査の委託等)

第50条 経理責任者等は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により本学の教職員によって監督又は検査を行うことが困難であり、又は適

当でないと思えられる場合においては、本学の教職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

- 2 経理責任者等は、前項の規定により監督又は検査を委託した場合には、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

(兼職の禁止)

第51条 検査職員及び前条第1項の規定により検査を委託された者は、特別の必要がある場合を除き、監督職員及び前条第1項の規定により監督を委託された者の職務と兼ねることができない。

第7章 代価の収納及び支払

(代価の収納)

第52条 収入の原因となる契約にかかる代価の収納については、別に定めのある場合を除き、前納させるものとする。

(代価の支払)

第53条 支出の原因となる契約にかかる代価の支払については、別に定めのある場合を除き、会計規則第41条に規定する検査を終了した後、相手方から適正な請求書を受領した日の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。

第8章 雑 則

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の承認)

第54条 経理責任者等は、指名競争に付し、又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、学長の承認を得なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争に付する必要がない場合において、指名競争に付そうとするとき。

(2) 一般競争に付することを不利と認めて指名競争に付そうとする場合において、その不利と認める理由が次のアからウまでの一に該当するとき。

ア 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあること。

イ 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であること。

ウ 契約上の義務違反があるときは本学の事業に著しく支障をきたすおそれがあること。

(3) 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。

(4) 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、そ

の不利と認める理由が次のアからエまでの一に該当するとき。

ア 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。

イ 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあること。

ウ 買入を必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあること。

エ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

(5) 第28条第1項各号及び第2項の規定により指名競争に付そうとするとき。

(6) 第33条第1項各号に掲げる場合において、随意契約によろうとするとき。

(落札者等の公示)

第55条 経理責任者等は、一般競争又は指名競争により契約を締結したとき、又は随意契約を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内（各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内）に、次に掲げる事項をホームページにより公表するものとする。

(1) 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量

(2) 経理責任者等の氏名及び所在地

(3) 契約を締結した日

(4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

(5) 契約金額（単価契約の場合は、契約単価及び予定調達総額）

(6) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は本学の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）

(7) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た割合。予定価格を公表する場合に限る。）

(8) 契約の相手方を決定した手続

(9) 随意契約による場合にはその理由及び根拠規程等

(10) 随意契約による場合は、契約の相手方に本学役員であった者が、契約を締結した日に役員として在職していれば、その人数（ただし、本学を離職後2年以内の場合に限る。）

(11) その他必要な事項

2 前項に規定する場合において、公表の対象とする随意契約は、第33条第1項第1号、第2号以外の契約とする。

3 第1項に規定する公表の期間は、契約締結日の翌日から起算して1年を経過するまでとする。

(政府調達の取扱い)

第56条 政府調達に関する協定を改正する議定書(平成26年3月19日条約第4号)によって改正された協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(インターネット財産売却システムの取扱い)

第57条 インターネット財産売却システムによる一般競争入札を実施するために必要な事項は、別に定める。

(その他)

第58条 この細則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18.6.22 18規則119)

この細則は、平成18年6月22日から施行する。

附 則 (平成20.4.1 20規則30)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25.3.27 24規則65)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29.2.23 28規則27)

この細則は、平成29年2月23日から施行する。

附 則 (平成30.7.27 30規則2)

この細則は、平成30年7月27日から施行する。

附 則 (令和元.7.12 元規則17)

この細則は、令和元年7月12日から施行する。

附 則 (令和2.11.9 2規則19)

この細則は、令和2年11月9日から施行する。

附 則 (令和7.3.25 6規則61)

この細則は、令和7年3月31日から施行する。